

心身障害者の軽自動車税(種別割)減免制度

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

次の表に該当する心身障害者が要件を満たした場合、通勤・通学や通院等のために使用する軽自動車(障害者1人につき1台に限る)の減免を受けることができます。

【申請期限】

6月2日(月)まで ※毎年度申請が必要です。

【要件】 次のいずれかに該当する場合

- 車両の所有者もしくは運転者が該当者本人または、該当者と同一生計の方
- 該当者のみで構成される世帯が所有する車両で該当者を常時介護する方

【申請場所】 税務課

【持ち物】

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳と自立支援医療受給者証 ※原本
- ②運転者の運転免許証
- ③納税通知書

※その他、必要な書類が生じる場合があります。

※普通自動車が減免されている方は対象外です。

【減免の対象となる障害の区分および級】

手帳の種類および障害の区分		減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級、3級
	体幹	1級～3級、5級
	聴覚	2級、3級
	視覚	1級～3級および4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1)
	音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限り)
	平衡感覚	3級
	上肢	1級、2級
	下肢	1級～6級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(上肢)	1級、2級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動)	1級～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級～3級	
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます	
療育手帳	①またはA	
精神障害者福祉保健手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている方	

※障害名が「左半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級(上肢〇級、下肢〇級など)を確認します。

令和7年度 個人住民税のお知らせ

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

個人住民税(町民税・県民税)は、前年(令和6年)中の所得を基に計算されます。令和7年1月1日現在で、神川町に居住している方が課税の対象です。

給与特別徴収の納税通知書は5月中旬にお勤めの事業所へ、普通徴収の納税通知書は6月上旬に納税義務者へ発送します。

申告書等の内容を確認・訂正する場合があります

正しい課税を行うため、提出された給与支払報告書や申告書等の内容を確認し、次のような場合には訂正して住民税を課税します。

- 扶養にとれない方を扶養控除対象としている場合
- その他の控除で、条件に当てはまらない控除を計上している場合
- 計算誤りや記載の不備があった場合
- 申告書の給与や年金の金額が、町に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額と異なっている場合
- その他、課税する上で何らかの訂正が必要な場合

令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書等は6月6日(金)から交付します

証明書を交付できる方は、以下に該当する方です。

- 町民税・県民税の申告をした方
- 所得税の確定申告をした方
- 給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方
- 年金の支払報告書が町へ提出されている方

上記に該当しない方は証明書を交付することはできません。先に町民税・県民税の申告をしてください。申告の内容や時期によっては証明書等の発行まで2か月程度かかる場合があります。令和6年中に収入がなかった方、遺族・障害年金のみの収入の方、扶養家族になっている方も、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい計算や減免・軽減措置を受けるために申告が必要になることがあります。

マイナンバーカードを使用してコンビニのマルチコピー機から各種証明書を取得することも可能です。詳しくは町ホームページをご覧ください。※6月5日(木)は終日メンテナンスのため利用できません。



町ホームページ
(コンビニ交付)

納付方法

【普通徴収】

主に自営業の方や会社を退職した方などが対象です。6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けて、納付書または口座振替により納付する方法です。

※コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリからでも納付できます。詳しくは町のホームページをご覧ください。



町ホームページ
(支払方法・納期)

【給与からの特別徴収】

事業主が毎月の給与(年12回)から、対象者の個人住民税を差し引いて納付する方法です。

【年金からの特別徴収】

4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者のうち、一定の要件を満たす方は個人住民税が年金から差し引かれます。